

公益財団法人鉄道総合技術研究所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人鉄道総合技術研究所といい、英文では Railway Technical Research Institute という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都国分寺市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）第11条第1項の試験研究に関する業務を引き継ぐ法人として、鉄道技術及び鉄道労働科学に関する基礎から応用にわたる総合的な研究開発、調査等を行い、もって鉄道の発展と学術・文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鉄道技術及び鉄道労働科学に関する研究開発
 - (2) 鉄道及びこれに関連する技術及び科学の調査
 - (3) 鉄道の技術基準に関する原案作成
 - (4) 鉄道及びこれに関連する図書、資料及び情報の収集及び公開
 - (5) 鉄道及びこれに関連する技術及び科学の振興に関する出版及び講習会の開催
 - (6) 鉄道及びこれに関連する技術及び科学に関する診断、助言及び指導
 - (7) 鉄道及びこれに関連する国際規格に関する原案作成及び標準化の提案
 - (8) 鉄道及びこれに関連する技術及び科学に関する資格認定
 - (9) 前各号に掲げる事業以外で委託された研究開発
 - (10) その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、本邦及び海外にて行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産、基本財産の維持及び処分)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(負担金)

第6条 次に掲げる7鉄道株式会社は、この法人を維持するため、別に協定したところにより、この法人に負担金を支払う。

北海道旅客鉄道株式会社

東日本旅客鉄道株式会社

東海旅客鉄道株式会社

西日本旅客鉄道株式会社

四国旅客鉄道株式会社

九州旅客鉄道株式会社

日本貨物鉄道株式会社

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書その他法令で定める書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、評議員会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - (7) キャッシュ・フロー計算書
- 2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

第10条 削除

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員17名以上20名以内を置く。

2 評議員は理事、監事又は会計監査人を兼ねることはできない。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからハに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第14条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) 理事会において評議員会に付議するものとした事項
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき会長が招集し、開催7日前までに書面で通知を発する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。評議員から招集の請求があった場合、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、当該評議員会に出席した評議員の互選とする。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
 - (2) 一般法人法第198条で準用する同法第113条に規定する理事、監事又は会計監査人の責任の一部免除
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した代表理事を含む理事2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 14名以上17名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

- 2 理事のうち、1名を会長、1名を理事長、2名を専務理事とする。
- 3 前項の会長、理事長、専務理事をもって一般法人法上の代表理事とする。
- 4 代表理事以外の理事のうち、3名を業務執行理事とする。
- 5 この法人に、会計監査人を置く。
- 6 理事、監事又は会計監査人は相互に兼ねることはできない。

(役員及び会計監査人の選任)

第25条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、理事長、専務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、会長を補佐し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び理事長を補佐し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 5 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 6 会長、理事長、専務理事、業務執行理事は、毎事業年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し必要であると認めるときは意見を述べなければならない。
- 4 監事は、その他法令で定める職務を行う。

(会計監査人の職務及び権限)

第28条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した役員の前補欠として選任された役員の任期は、退任した役員の前任期の満了する時までとする。

4 役員は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がなされなかったときには、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第30条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が前項第1号から第3号までのいずれかに該当すると

きは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、評議員会において定めた理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除又は限定)

第32条 この法人は、理事、監事又は会計監査人の一般法人法第198条で準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、評議員会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、一般法人法第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第198条で準用する同法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(設置)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 重要な財産の処分及び譲受けの決定

- (5) 多額の借財の決定
- (6) その他法令で定められた職務

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の招集に当たっては、開催7日前までに通知を発する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第26条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(顧問)

第40条 この法人に顧問5名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て任期を定め、学識経験者のうちから会長が委嘱する。ただし、再任を妨げない。
- 3 顧問は、無報酬とする。ただし常勤の顧問及び特別な職務を執行した顧問にはその対価として報酬を支給することができる。

- 4 顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 5 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。
- 6 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会長の求める場合は会議に出席して意見を述べることができる。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第41条 この定款は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

- 第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第43条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

- 第44条 この法人が、清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 削除

- 第45条 削除

第10章 会員

(会員)

第46条 この法人に、会員を置くことができる。

2 この法人が会員の賛同を得て行う事業、会員及び会費に関する規程は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 情報公開等

(情報公開等)

第48条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

附 則

1 この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は次に掲げる者とする。

正田英介、垂水尚志、稲見光俊、内田雅夫

4 この法人の最初の会計監査人は有限責任あずさ監査法人とする。

5 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。

中島尚俊、清野智、小縣方樹、山田佳臣
野田豊範、佐々木隆之、西川直輝、松田清宏
唐池恒二、小林正明、劔重壽和、石川裕己
梅崎壽、上條清文、澤田諄、岩田貞男
小林敏雄、各務正博、吉野源太郎、向殿政男

附 則（定款の一部変更 平成26年6月12日）
第5条別表は、平成26年6月12日から適用する。

附 則（定款の一部変更 2025年3月17日）
第8条から第10条まで、第12条、第13条、第16条から第18条まで、
第20条、第25条から第29条まで、第32条、第35条、第41条、第43
条から第45条まで及び第48条の規定は、2025年4月1日から施行する。

別表 基本財産

財産種別	場所・物量等
土地	185,982.68 平米 国分寺市光町研究所本所 用地
投資有価証券等	国債、東日本旅客鉄道株式 会社社債、定期預金 6億4千万円